

令和7年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教育文化部長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	花 村 定 行
住民課長	宮 川 雅 人
建設課長	永 見 幸 広
水道課長	後 藤 英 司
郡教委社会教育課長	永 瀬 直 哉

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第3号）

令和7年6月18日（水曜日） 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第30号議案 | 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第2 | 第31号議案 | 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第3 | 第32号議案 | 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について |
| 日程第4 | 第33号議案 | 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について |
| 日程第5 | 第34号議案 | 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について |
| 日程第6 | 第35号議案 | 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 第36号議案 | 軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結について |
| 日程第8 | 第38号議案 | 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第9 | 第39号議案 | 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 第40号議案 | 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 第41号議案 | 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 第42号議案 | 令和7年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について |

日程第13 第43号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第30号議案から日程第13 第43号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第30号議案から日程第13、第43号議案までの13議案を一括して議題といたします。

議事進行の中で、先ほど言いましたように、時間になったら訓練に入ります。そのときは、また暫時休憩で止めますので。

第30号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認されました。

第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第32号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認されました。

第33号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり承認されました。

第34号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり同意されました。

第35号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、私も消防を離れてから随分時間がたつので、ちょっと分からんことがあるんですけども、標準装備の中でポンプ電動油圧積載装置と書いてあるのは、ポンプを、そのものに必要な装置ということで、ポンプそのものではないということなんですかねということ。これ、可搬用ポンプの車だと思うんですけど、可搬用ポンプというのは、もうあるものを使うということなんでしょうか。

可搬式ポンプということについては書いていないように思うんですけども、その辺のところはどういう扱いになっているのかということと、あと取り付け部品の中でインバーター発電機というのがあるんですけども、これって最近いろんな車両、ほかの消防車にもみんな積まれているものなんでしょうか、ちょっと質問します。

○議長（伏屋隆男君） 質問中ですが、休憩します。10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川島議員の質問に対する答弁を求めます。

堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、川島議員さんの3つの質問に対して御答弁をさせていただきます。

まず1つ目につきましては、ポンプ電動油圧積載装置ということでございますが、これにつきましては、ポンプを積卸しする場合に、特に積む際、そのときに電動を使うということでの装置ということになります。

あと2つ目、インバーター発電機、現在の車両にという御質問ですけど、現在の車両のうち4台がインバーター発電機を積載しております。今回、この2台にも積載するということで、6台ということになります。

あともう一つ、小型電動ポンプにつきましては、現有器具を使うということで、そういう仕様になっているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。私の時代とは随分違っているのですが、ありがとうございました。

非常に私らがやっていた可搬のポンプの時代に比べると、セルフモーターの駆動であったり、給水の真空も自動になってということで重くなっているのは分かるんですけども、4人ぐらいでこうやって持って現場を走り回った記憶があるんですけども、重くなったということは、それらを現場で運ぶような台車みたいなものの装備というのは今後考える余地はないのかどうか。団員の方の身体的な負担を減らすということでも、今後は、もちろん団との協議にはなると思うんですけども、そういうようなことというのは、要望なり考え方というのはあるのかないのかということですね。

それと、これで3分団とも1台ずつ、小型のやつが、軽自動車のやつが入ったと思うんですけども、今後の更新予定というのは、こういう軽自動車をもっと増やしていく予定なのかということ。

それと、軽自動車なので4人しか最大乗れないということで、多分人員用の車を用意するのとかどうか。そういうのは、どんなようなものを用意していくのかということですね。そんなようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） まず、1つ目のポンプに使う台車ということで御質問をいただきましたが、現在、消防団の方にお聞きをしても、2人とか4人でも運べることは運べるということで聞いていますので、準備はしていませんけど、また今、議員さんが言われましたように、消防団の方とも協議をしまして、もしそういうことが、装備が必要ですよということであれば検討していきたいというふうに思っております。

あと今後の車両の件でございますが、今回この軽自動車にした経緯といいますのは、やはり若手の消防団の方にいろいろ御意見を聞きまして、最近ですとオートマ限定であるとかというものもありますし、笠松町内、狭い道が多いということで、消防団、若手の消防団の方の御意見によりまして、若い方の普通免許でも乗れるようにとか、あとオートマでも乗れるようにということで、この軽自動車にさせていただきました。

今後につきましても、その車両については、また消防団の方と協議もしまして、導入を検討していきたいというふうに思っておりますが、台数につきましては、消防団のほうでも打合せをされまして、各団に消防ポンプ車1台、可搬ポンプ積載車1台、先ほど川島議員さんが言われましたように人員搬送車1台という各団に3台というような現在の計画でおりますので、そのように財政状況を見ながら順次更新というのでも検討していきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そういう意味でいうと、3台ということは、現状からいうとポンプの数が減るということになるのでしょうか。人員もなかなか集まらない、それから予算的な問題もあるということで、あれなんですけれども、ポンプの数が、結局、可搬のポンプ1台とポンプ車が1台ということになってしまうということなんですか。それとして、基本的には消防署がメインだというふうにはだんだんできてきているとは思いますが、大規模災害のときなんかは、それで十分なのかどうか。言ったら切りがないかもしれませんが、そういうことについてはどのようなお考えなんですかね。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

消防自動車の台数につきましては、国のほう、消防庁のほうで消防力の整備指針ということで、人口に応じてのある程度の基準というか、台数を設けております。笠松町につきましては、その基準より多い台数を今所有している状況でございます。そんな中、こういう基準のある中、消防団のほうでいろいろ検討、協議をされまして、先ほど申しましたように、各分団に関して

今3台というような方針、基本方針を消防団のほうで決められました。その内容につきましても、やはり現在の消防団の団員数とか状況によつての検討をされたということで、この消防団のほうで決められた基本方針で足りているというか、それで基準というか、笠松町に関しては充足しているのではないかというふうに感じております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第36号議案は原案のとおり可決されました。

第38号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第38号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（伏屋隆男君） 議案審議の途中ですが、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時05分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第39号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

第42号議案 令和7年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。
ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。
ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和7年第2回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和7年第2回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年6月18日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 田 島 清 美

議 員 竹 中 光 重